

令和6年度

保育所入所案内

お問い合わせ

健康福祉課 TEL 088-679-2971

佐那河内保育所 TEL 088-679-2217

目次

1. 保育所とはどんなところ	1
2. 申込みの手続きの流れについて	1
3. 保育を受けるためには	2
4. 保育所等の利用申込みについて	3
5. 支給認定申請・利用申込みに必要な書類等について	4
6. 広域保育利用について	5
7. 利用者負担額（保育料）について	5
8. 多子世帯に対する負担軽減について	6
9. 低所得世帯等に対する負担軽減について	6
10. 申込み内容の変更について	7
11. 保育所等の途中退所について	7
12. 保育の利用時間について	7
13. 慣らし保育について	8
14. 土曜日の保育についてのお願い	8
15. 佐那河内保育所の紹介	9

○ 利用申込みの受付について（詳しくは3 P以降をご覧ください。）

- 受付期間 : 令和5年11月1日（水）～令和5年11月30日（木）
- 受付時間 : 午前8時30分～午後5時15分まで（土日祝日除く）
- 受付場所 : 健康福祉課、保育所

○ 上記の受付期間の後は、随時申込みとなります。（定員に余裕がある場合に限りです。）

5月以降からの利用を希望する場合は、利用を希望する月の前月の1日（1日が土日祝日の場合はその前の開庁日）までに、健康福祉課に申込みしてください。

このご案内は、令和5年10月現在で決定している内容です。
今後、変更になることもありますので、あらかじめご了承ください。

1. 保育所とはどんなところ

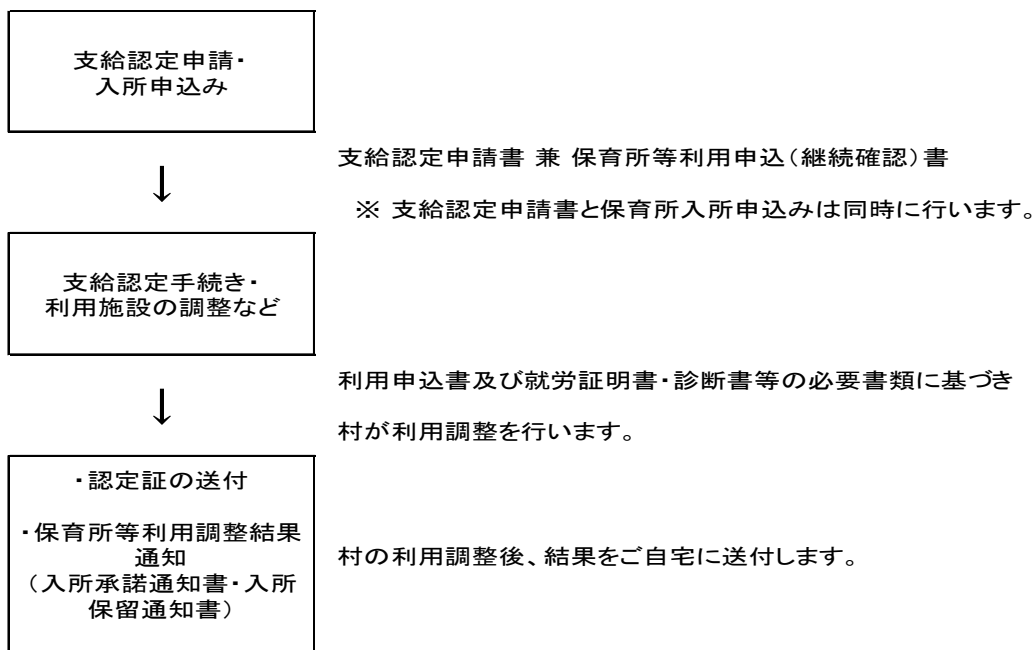
保育所とは、保護者の方が仕事や病気など、いろいろな事情でお子様を家庭で保育することが困難なときに、保護者の方に代わって、お子様の健全な心身の発達を図ることを目的に保育（養護と教育）を行う施設です。

※ 「集団生活を経験させたいから」などの理由では利用することはできません。

2. 申込みの手続きの流れについて

保育所での保育を希望される場合、保育の利用の必要性の認定を受けていただきます。保育の利用の必要性の認定と保育所等の利用申込みは同時に行いますので、「支給認定申請書兼保育所等利用申込（継続確認）書」に必要書類を添付のうえ、健康福祉課に提出してください。

〈申込みから結果発表までの流れ〉



※ 「支給認定証」は「入所承諾通知書」とは異なりますので、お間違いのないようご注意ください。「支給認定証」が交付された方でも、保育所の利用ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。



3. 保育を受けるためには

平成27年度から始まった「子ども・子育て支援新制度」により、保育所等の施設の利用を希望する保護者の方に、利用のための「支給認定」を受けていただく必要があります。お子様の年齢や保護者の方の就労状況等に応じた認定区分及び保育の必要量を区分した「支給認定証」が交付されます。認定区分については、次のとおりです。

○ 3つの認定区分

認定区分		対象となる児童
1号認定	教育標準時間認定	満3歳以上で幼稚園等での教育を希望される児童
2号認定	保育認定	満3歳以上で保護者の労働や疾病等の事由により、保育所等での保育を希望される児童
3号認定	保育認定	満3歳未満で保護者の労働や疾病等の事由により、保育所等での保育を希望される児童

○ 保育の必要量の認定（2号認定・3号認定）

2号認定、3号認定を受ける方は、保育の必要量によって「保育標準時間」か「保育短時間」のいずれかの利用区分になります。

(1) 「就労」を理由とする場合：就労する時間に応じて「保育標準時間」と「保育短時間」の2つに区分されます。

なお、就労が理由で利用される場合の就労時間の目安は、次のとおりです。

- ・ 保育標準時間（最大11時間の利用）：月120時間以上
- ・ 保育短時間（最大8時間の利用）：月48時間以上120時間未満

(2) 「就労」以外を理由とする場合：「育児休業中」「求職活動」の場合のみ「保育短時間」で統一されます。それ以外のものについては、原則として「保育標準時間」で統一されます。

※ 「就労」以外を理由とする場合で、保護者の方が「保育短時間」の区分の申請をした場合には「保育短時間」の区分となります。

※ 就労等の状況に変化があった場合は、速やかに変更の届出をしてください。

正当な理由なく変更の届出を行わない場合は、子ども・子育て支援法第24条により認定の取り消しを行う場合があります。

4. 保育所等の利用申込みについて

申込書類一式は、健康福祉課か保育所でお渡しします。また、佐那河内村のホームページにも掲載しています。

申込書類に必要書類を添付のうえ、健康福祉課に提出してください。

※ 提出前にチェックリストで、もう一度ご確認ください。

1. 令和6年4月1日からの利用を希望する場合

(1) 申込み方法

○ 受付日時 令和5年11月1日（水）～ 令和5年11月30日（木）
月曜日～金曜日 8：30～17：15（土日祝日除く）

○ 受付場所 健康福祉課、保育所

※ 上記の期間以降も、健康福祉課で申込みが可能ですが、上記の期間内に申込みされた方の利用調整後に、定員に余裕がある場合にのみ利用調整をします。

※ 在所児についても同様の手続きが必要です。期間内に、健康福祉課に提出してください。

(2) 審査結果 決定次第、審査結果を通知します。

2. 年度途中からの利用を希望する場合

(1) 申込み要件

○ 一斉受付期間終了後の利用申込みは、受入れ定員に余裕がある場合にのみ随時受け付けますが、利用の時期については希望に添えない場合があります。（希望月に利用できなかった場合、当該年度中は引き続き利用調整します。）

○ 利用開始日は毎月1日からで、利用を希望する月の前月の1日（1日が土日祝日の場合はその前の開庁日）までに、健康福祉課に申込みしてください。

○ 年度途中からの利用については、児童の出生後に手続きしてください。

(2) 審査結果 決定次第、審査結果を通知します。

※ あくまで対象児童は、村内に住民登録し、現に保護者等と共に村内に居住している家庭の児童です。これに該当せず、佐那河内保育所の利用を希望する児童は、広域保育利用での申込みをお願いします。

※ 年度途中からの利用は、保護者の方が利用を希望する時期に利用できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

5. 支給認定申請・利用申込みに必要な書類等について

佐那河内保育所を利用希望で、健康福祉課で受け付ける児童は、次の要件の1. と 2. の両方に該当する児童です。

1. 村内に住民登録し、現に保護者等と共に村内に住している家庭の児童

※ 佐那河内村に転入を予定している場合は、次の要件を満たす児童のみ利用申込みを受け付けます。

○ 転入先の住所が決定していること。

○ 入所日の前日までに、佐那河内村に転入手続きが完了していること。

2. 児童の保護者の方のいずれもが、次のいずれかの事由に該当することにより、児童を保育することができないと認められる場合

事由	必要書類
○ 就労	就労証明書
○ 就学	在学証明書等
○ 妊娠・出産	母子手帳のコピー（保護者名と分娩予定日がわかる部分）
○ 疾病・障がい等	医師の診断書、又は障害者手帳等各種手帳のコピー
○ 親族の介護・看護	介護保険被保険者証等のコピー、介護をする旨の申立書
○ 育休取得時の継続利用	就労証明書（休業中の欄の記載）
○ 虐待やDV等	保護証明書等
○ 災害復旧	罹災証明書等
○ 求職活動	求職状況証明書
○ その他、村長が認める場合	保育を必要とすることを証明する書類

上記の要件によって申込みされても、次のような場合には、利用できないことがありますので、あらかじめご了承ください。

- 定員に余裕がない場合及び保育士が不足している場合
- 保育料を2ヶ月以上滞納している場合
- 虚偽の申込みや、届出内容に相違があることが判明した場合
- 次年度が始まるまでに必要書類の提出がない場合

※ 保育所を利用できる基準に該当し、そのうえで児童の心身に障がいがあると思われる場合は、受入れ体制等を考慮する必要がありますので、申込み時に必ずお申し出ください。

6. 広域保育利用について

平成27年度から、佐那河内村外の保育所等の利用（広域保育利用）が可能になりました。

1. 佐那河内村に居住されている方が、勤務の都合などで村外の保育所等を利用することが可能になりました。希望される場合は、健康福祉課へ利用申込みをしてください。
2. 村外に居住されている方が、勤務の都合などで佐那河内保育所の利用を希望される場合は、お住まいの市区町村の保育所等入所担当窓口へ利用申込みをしてください。

※ 居住とは、生活の根拠＝生活の中心となっている場所を指します。

※ 副食費については、別途徴収します。

7. 利用者負担額（保育料）について

1. 算定基準

利用者負担額(保育料)は、児童の当該年度の4月1日時点の年齢により決定します。年度途中からの利用の場合も同様です。

令和6年4月分～令和6年8月分までは令和5年度、令和6年9月分～令和7年3月分については令和6年度の村民税課税額をもとに決定します。

ただし、生計の中心が祖父母等の場合（祖父母等の扶養になっている等）は、祖父母等の課税額で決定することもあります。

2. 利用者負担額（保育料）算定に必要な書類について

事由	利用者負担額（保育料）算定に必要な書類
○ 令和5年1月1日時点の居住地が 佐那河内村	事前に準備する書類はありません。 ※ 令和5年度村民税課税額が確認できない場合は、村民税の申告が必要となります。
○ 令和5年1月1日時点の居住地が 佐那河内村外	※ 情報連携機能による税情報の照会が可能となりましたので、 <u>個人番号（マイナンバー）</u> <u>申告書</u> の提出をお願いします。

○ 生活保護を受給中	生活保護証明書、又は生活保護受給証のコピー
○ ひとり親家庭の場合	戸籍謄本、又は児童扶養手当証書のコピー
○ 在宅障がい児（者）のいる世帯	交付を受けている手帳等のコピー

※ 上記以外の書類の提出を依頼することがありますので、あらかじめご了承ください。

8. 多子世帯に対する負担軽減について

- 第2子以降の児童が同時に保育所等を利用する場合、第2子以降の児童の保育料は無料となります。
- 多子世帯で村民税所得割課税額が57,700円未満の場合、第2子の児童の保育料は半額、第3子以降の児童の保育料は無料となります。
- 18歳未満の児童が3人以上いる場合、第3子以降の児童の保育料は無料となります。

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、当該年度の4月1日時点で3歳から5歳になる児童にあつては、保育料は無料となります。

9. 低所得世帯等に対する負担軽減について

次の要件に該当する世帯で、村民税所得割課税額が77,101円未満の場合、第1子の児童の保育料は減免した金額、第2子以降の児童の保育料は無料となります。

また、生活保護世帯の児童の保育料は無料となります。

- (該当要件)
- 母子・父子世帯
 - 在宅障がい児（者）のいる世帯
 - ※ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - 特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯
 - 障害者基礎年金を受けている者の属する世帯
 - 生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると村長が認める世帯

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、村民税非課税世帯については、当該年度の4月1日時点で0歳から2歳になる児童にあつては、保育料は無料となります

10. 申込み内容の変更について

支給認定申請及び利用申込みの内容に変更があった場合は、証明書類等の添付書類を揃えて、変更届を健康福祉課へ提出してください。

※ 変更届の用紙は健康福祉課にあります。

○ 保育の必要性の認定事由が変わった

(例)・就労していたが、仕事を辞めた場合 認定変更 『就労』 → 『求職中』

・就労していたが、産前休暇に入った場合 認定変更 『就労』 → 『出産』

○ 家庭状況が変わった

(例)・離婚・結婚した場合 → 住所の変更

・祖父母と同居する → 世帯員変更

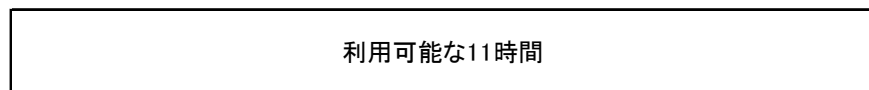
11. 保育所等の途中退所について

転居などにより、年度の途中及び認定期間の途中で退所する場合は、速やかに退所予定月の前月までに、退所届を健康福祉課へ提出してください。

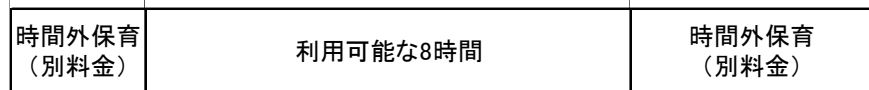
※ 退所届の用紙は健康福祉課にあります。

12. 保育の利用時間について

【保育標準時間】



【保育短時間】



7:30

8:30

16:30

18:30

【保育短時間】は【保育標準時間】よりも保育料が低額となります。

※ 月の途中で保育必要量の認定区分が変更となる場合、翌月からの変更となります。

※ 父母の認定要件が異なる場合、有効期限が短い認定要件での認定となります。

13. 慣らし保育について

利用開始当初、児童が集団生活に慣れるまでの間は、通常より短い時間で慣らし保育を行います。少しずつ保育時間を延長し、その後1日保育となります。(個人差がありますので、1日保育となるまでの期間はお子様の状況によって異なります。)

※ 慣らし保育の期間中も、保育料については月額^の保育料が必要です。

14. 土曜日の保育についてのお願い

労働基準法により、1週間の就労時間は40時間とされています。そのため佐那河内保育所では、保育に支障をきたさないよう配慮しながら、土曜日を保育士が交代して休む勤務体制をとっています。

土曜日に家庭で保育できる方については、お子様とのふれあいを深めるためにも、家庭での保育にご協力いただけますようお願いいたします。

1 5. 佐那河内保育所の紹介

1. 保育の目標

- (1) 基本的な生活習慣が身につくように
- (2) 自分の意思や考えをはっきりいえるように
- (3) 遊びや活動に進んで参加する自主性を
- (4) 約束やきまりを守って協調していく態度を
- (5) 自然や親しみ、豊かな感性が育つように

2. 運営方針

地域に根ざし、開かれた保育所、「佐那河内が好き」ふるさとを愛する子どもを育てます。自然を取り入れた保育を行い、地域交流を活発に行います。

3. 令和5年度 利用定員及び利用人数

- 利用定員 70人
- 利用人数 51人（令和5年10月1日時点）

クラス名 (組)	年齢 (令和5年4月1日時点)	利用人数 (令和5年10月1日時点)
そら	0歳児	2人
	1歳児	5人
かわ	2歳児	9人
やま	3歳児	10人
ほし	4歳児	9人
つき	5歳児	16人
計		51人